

平成22年第3回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成22年4月6日 開会

平成22年4月6日 閉会

東吾妻町議会

平成22年東吾妻町議会第3回臨時会会議録目次

第1号（4月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○閉会の宣告	22

平成22年東吾妻町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

平成22年4月6日(火)午後 1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部改正)
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正)
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認について(東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部改正)
- 第 6 議案第 1号 工事請負契約の締結について(地域情報通信基盤整備推進交付金事業 岩島・坂上地区地域情報通信基盤整備工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冨広海君	10番	中井一寿君
12番	橋爪英夫君	14番	佐藤利一君
15番	加部浩君	16番	菅谷光重君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員(2名)

11番	上田智君	13番	前村清君
-----	------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君
町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長 兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	高橋春彦君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君
教育課長	先場宏君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局 補佐	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

桜前線が北上し、ようやく県内でも開花の便りが聞こえる季節となりました。

ここに平成22年第3回臨時会が招集されましたところ、公私共にご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚く御礼申し上げます。

本日の平成22年第3回臨時会は、付議事件として、専決処分の承認についてを初めとして、4件の議案が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、上田智議員、前村清議員につきましては、欠席の申し出があります。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 改めまして、皆様、こんにちは。お世話になります。

平成22年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

いよいよ4月に入り、新しい年度が始まりました。

議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼申し上げます。

吾妻にも、間もなく桜前線が到来をいたし、各地区でも春季例大祭が開催される好季節となりました。

国では、民主党の目玉政策に掲げた子ども手当法が3月26日に可決され、当町でも6月支

給に向けて事務を進めております。

さて、本日の臨時会では、東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分、ほか3件の承認及び東吾妻町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、地域情報通信基盤整備推進交付金事業に伴う、工事請負契約の締結についての議決をお願いするものであります。

提案理由につきには、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます、開会のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時33分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、8番、日野近吉議員、10番、中井一寿議員、12番、橋爪英夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部改正）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 承認第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成22年3月31日公布、4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律が成立いたしました。

この改正を受けて4月1日施行に係る東吾妻町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、告示し、施行をいたしました。この専決処分の承認をいただくものであります。

改正内容の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、新旧対照表でご説明をしていきたいと思っております。なかなか、税法の条文というのがややこしいものですから、今回の改正の要点等を説明していきたいというように考えて

おります。

まず、1 ページですが、第44条の関係です。

この関係につきましては、年金特徴が昨年の10月から始まりました。そういう中で、開始した中で若干の不具合が発生してきたということでの改正です。

どういうことかといいますと、65歳以上が年金特徴ということになったのですけれども、65歳未満の者の公的年金所得に係る所得割の徴収方法というのが、そこでも改正に伴って徴収方法が変わりました。

それを平成20年までの方法に戻したというような内容になります。具体的にどういうことかといいますと、平成21年、去年の11月に年金所得分、65歳以上というのは年金特徴であるということで、年金所得分についてだけ年金特徴をしました。

そういう中で、例えばそれが給与所得があつたりする人とか、その他の所得、不動産とか農業とかその他の所得がある方については、給与所得に合算して特徴もできるし、不動産その他の所得部分を普通徴収にしてくださいよと言えば、普通徴収でも徴収ができるというような、非常に複雑な分割がされていました。

平成20年まではどうだったかという、給与所得分というのと年金も含めてその他の所得、ですから不動産所得とか農業所得とかというのと一緒に年金所得も一緒に含まれていました。

それで給与所得の特徴にもできるし、その他の所得部分を普通徴収にしてくださいよと言えば普通徴収もできるという、そういう方式だったのですね。そういう方式に、まず、戻しましたよということです。

それと昨年21年で65歳未満で年金の方は、特徴されないで普通徴収でありました。その部分についても普通徴収でもいいですよ、給与と合算でもいいですよという特徴でもいいですよという、そういうふうな柔軟な改正ということです。それが、この44条になります。

45条については、1枚めくっていただきますと、前条第4項を前条第5項というふうに直っています。これは要するに前条がそういうふうに直ったことによる項ずれということになります。

すいません、ちょっともう一回44条に戻ってください。44条で第4項が追加されています。これについては、さっき言った説明の中のもので追加された項目です。この第4項が追加されることによって、次のページの前条第4項というのが前条第5項に項ずれしましたよということです。

それと48条、それと附則の関係については、48条は法人税法が改正になったので条項の

整備、項ずれが起きましたよというような事です。それと附則についても、読替規定が地方税法の附則の改正によって削除されたために、こちらのほうも削除して15条の2というのが条ずれして15条になりましたという、そういった改正、条項整備になります。

今回の4月1日の施行については、年金の関係だけになります。ことしというか31日に可決されました地方税法の改正では、これから議会等に提案させていただくのですけれども、いわゆる人的控除の関係、子ども手当の関係での人的控除の改正ですとか、たばこ税が10月に改正されるとか、そういった大きな改正になります。それについては、また後日の議会等で提案させていただきますので、そのときに、またよろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分承認について提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例の一部を改正する条例の承認と全く同じ理由でございます。

なお、改正内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご承認くださるようよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、また新旧対照表をお開き願えればというふうに思います。

今回、大きく2点ございまして、まず1点目ですけれども第2条、第23条関係になります。

この関係なのですけれども、保険税率というのが医療費分、それから後期高齢者支援分、それと40歳から64歳までの介護保険分というふうな3つに分かれています。

それが、おのおの所得割、資産割、均等割、平等割といったような形で保険税というのが積算されるのですけれども、税率の改正はないのですが限度額についての改正になります。

第2条の47万円、12万円というのが50万円、13万円というふうに訂正になっていると思うのですけれども、これが医療費分について今まで限度額が47万円だったのが50万円になりますと。それで、後期支援分について12万円だったのが限度額が13万円になりますということ。

昨年の4月に介護分が9万円から10万円に上がっていると思うのですけれども、全体介護分までお支払いいただいている方は全体が69万円から73万円に限度額がなりましたよということ。

どういうことかといいますと、今まで、例に挙げれば例えば1,000万円課税所得があれば医療費分ですと5%が医療費分の所得割になります。そうすると、それだけで、まず50万円になると。均等割が1万8,000円で平等割が2万2,000円。1人世帯だと考えたときも4万円になります。それで54万円、税率計算、要するに税額計算すると54万円になるのですけれども、これが今までは47万円で頭打ちでしたよと、それを若干所得の多い方、応能割りといいますか、応能能力のある方にはもう少し負担をいただきましょうというようなことで54万円になったと、そういった内容の改正になります。

その23条の次が、第1号、第2号の関係です。これは地方税法の703条の第2項が削除になったということで、条項の整備ということになります。それと第314条の2第2項に規定

する金額というふうにはここでは規定していたのですけれども、これは内容的に33万円ということですので、金額で33万円というような表記に変わったという改正になります。

続いて、もう1点の改定ですけれども、次の2ページになります。この改定はどうかということ、地方税法の第703条の5の2というのが創設されました。これは、どういった創設かということ、いろいろこういう景気になってきて、要するに国民健康保険の被保険者であって、例えば倒産ですとか解雇等で、そういった理由によってその職を離職した方についての保険受給者、受給資格者の場合についての所得割の軽減の特例になります。課税の特例になります。

パンフレット等では、非自発的失業者というような書き方がされていると思います。それで、どういったことかということ、なかなかこれは難しく、ハローワークにそういった失業の届け出をしっかりと、そこで承認を得ないとだめなものだそうです。

それで、内容はどうかということ、その非自発的失業者というふうになれば給与所得がある人の、給与所得の100%を課税標準にするのではなくて、70%を減額した30%分を課税標準額として所得割の計算をしますよと、そういった課税の特例です。

では、事務的には実際にはどうかということ、第24条の2がその申告の部分が入っています。それで、役場ではなかなかこういった非自発的失業者というのは把握できません。あくまでも把握することはできないので、まず、ハローワークで雇用保険特例受給者証というのを受ける必要があります。

この、特例受給者証の表の中に12という、離職理由という欄がありまして、その離職理由という欄に特定受給資格者あるいは特定理由離職者というこの2つの文言が入っていれば、該当になる非自発的失業者というふうには認定されるということです。

それで、ハローワークでその証明をもらって町民課の保険の受給係のほうに申請を出します。それで、町民課のほうでその12の欄の離職理由がしっかりしていて大丈夫ですということになるとデータを入力します。データが入力されると、今度は税のほうにそのまま流れていきます。それで、税のほうで給与所得があれば、その給与所得から70%を引いた30%を課税標準として所得割を計算するという、そういう流れになるというふうになります。

それで、なれば税額更正されて本人に通知が行くと、事務的にはそんな流れになると思います。こういった改正になります。

これが、この2つが保険税の主な大きな改正になります。附則については地方税法の第2項が削除になったための条項整備であるとか、第7項の「その世帯の」を「その世帯に」と

いうように字句の整備といったような改正になります。

以上、雑駁ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について（東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 承認第3号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成22年3月17日公布、4月1日施行の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が成立いたしました。

この改正を受けて4月1日施行に係る東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産

税)の課税の特例に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、告示し、施行いたしました。

この専決処分の承認をいただくものであります。

改正内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長(武藤賢一君) それでは、また新旧対照表により、ご説明させていただきます。

いわゆる過疎法の改正がありました。そういう中で22年の3月31日で切れるというようなものが6年間延びましたよということになります。

それで、新たに過疎法の認定の中で今までは旧東地区のみだったのが、東吾妻町全域に過疎法の適用範囲が延びたということになります。過疎法ですので、税よりもいろいろな起債ですとか、そういった部分で大きな利点があるのだと思うのですが、税については固定資産税について3年間減免しますよというふうな内容になっています。

今回の改正については、過疎法の改正による「ソフトウェア業」というのが漢字表記になった、「情報通信技術利用事業」というような漢字表記になりましたよということと、この条例の失効が6年延びて平成28年3月31日までですよというようなことになります。

非常に困難ですが、税については減収分、いわゆるこれで減免になった減収分については地方交付税により補てんされますので、町とすれば非常によい法律改正かなというふうに思います。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の

方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第6、議案第1号 工事請負契約の締結について(地域情報通信基盤整備推進交付金事業 岩島・坂上地区地域情報通信基盤整備工事)を議題といたします。提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第1号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号の工事請負契約につきましては、国の地域情報通信基盤整備推進交付金事業を活用した岩島・坂上地区地域情報通信基盤整備工事の請負契約でございます。

公募型プロポーザルにより事業者を選定した結果、契約金額は、3億8,692万5,000円、契約の相手方につきましては、高崎市高松町3番地、株式会社N T T東日本一群馬、代表取締役 五十嵐克彦でございます。

この事業は地域間の情報格差解消を図る目的で行う事業であり、来年の3月完成、4月よりのサービス提供を目指しております。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長(蜂須賀 正君) お世話になります。

それでは説明させていただきます。

今回の工事請負契約につきましては、自治法が定めます基準を超えるものを締結しようとするものでございますので、あらかじめ議会の議決をお願いするものでございます。

まず、契約の目的でございますが、町長が申しあげましたように地域情報通信基盤整備推進交付金事業によります岩島・坂上地区地域情報通信基盤整備工事でございます。

次に、契約金額でございますが、3億8,692万5,000円でございます。契約の方法につきましては、公募型プロポーザルによる随意契約でございます。契約の相手方でございますが、群馬県高崎市高松町3番地、株式会社N T T東日本一群馬、代表取締役 五十嵐克彦でございます。

本案件につきましては、平成22年4月2日に仮契約を締結してございまして、契約約款の主なものについて申し上げますと契約の保証につきましては、契約保証金の納付、保証金にかわる担保となる有価証券等の提供、契約債務の履行を保証する公共工事、履行保証保険による保証等がございますが、本契約につきましては、契約保証金請負工事代金の10%を納付するというものでございます。

次に、前金払いでございますが、請負業者より前金払いについては、不要ということでございまして今回はございません。

次に、瑕疵担保でございますが、故意または過失により生じた場合には請求を行うことができる期間は10年間、10年ということでございます。履行遅延の場合におきましては、損害金等についてでございますが、工期以内に工事を完成できない場合において、請負代金から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金を控除した額について、遅延日数に応じて年3.6%の割合で計算した額を請求できるものでございます。

以上が、契約約款の主なものでございます。本日、ご議決いただければ仮契約で合意した事項に基づき、本契約締結に移行するものでございますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 順を追って伺っていきます。今、早口で説明されましたので私はなかなか頭が回転が遅くて申しわけないです。

ところで、その地方自治法の規定によりということなので、96条第1項第5号何が書いてあるか説明してください。

○議長（一場明夫君） 答えられますか。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 地方公共団体が締結する契約につきまして、自治法が定める基

準を超えるものについては、議会の議決が必要だということだと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 法は、条例で定める契約の締結をすることは議会の権限だということ、いいえ、すいません。議会の議決を要するということです。それで、条例ではどういうようにでき上がっているかという、その第2条によりまして契約は予定価格5,000万円以上の請負とすると。

いいですか、契約が、なんですよ。だから、契約の承認、議決なのです。こういう契約です、全部セットで出て初めてこれが議案になります。違いますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 議員、おっしゃるとおりでございます、本契約につきましては議会の承認が必要と、議会の承認がない場合には、そのような行為ができないということだと思います。

ですので、仮契約を結んで、そちらでご承認願った後に本契約をやるということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 随分次元の違う話をしてもらいましたけれども、その契約を締結するについて、こういった内容で契約ですよ、これが議案なわけですよ。議会の承認を得て、すいません、議決をしてということです。そうすると、この議案書の中にその議決すべき明細が記載されている、その必要性は。そうではないと、何を認めてよいかわからない。違いますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） こういうことを申し上げます、またおしかりを受けるかもしれませんが、従前からこのような契約につきましては、仮契約の段階でそこで契約金額の目的、方法、金額、相手方等をお示しして、ご承認の願ったというように考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、議会、いわゆる議員はそういった問題について口を挟むな、説明したところでわからないのだから、あとは任せておくと、こういうことなのだと思います。

では、伺います。町が示した、こういった事業概要、あるいは企画提案記載事項というものがありませんか。

その中に、当該地域の全戸にブロードバンドサービスを提供できる構成ということがあります。ということになりますと、対象戸数の現在、ブロードバンドとしてADSLがあるいはISDNを、そこまで言うかわかりませんが、それが、どのような運用実態であるか、これが光が入ることによっておいて、どれだけのメリットがあるか、その基礎的なデータを示してください。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 今、議員がお求めの数字については、把握してございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、ああ、光が来てよかったと感激する人は、そうすると今現在もADSLで運用しているのだと思いますよ。だから、光を待っているのだと思いますよ。ごく単純に発想がそういうふうにできます。

だから、今現在、何世帯の人がこの回線契約を結んでいるか、ここが把握していないということ、設計の根拠があやしいではないですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 今回、岩島・坂上地区の対象、今おっしゃるようなADSLとかISDNとか、いろいろな数字を押さえてはいませんけれども、今回この岩島・坂上地区の情報通信に係る対象世帯については2,300～400世帯だということ考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） うち現在、ブロードバンドを契約しているのは何戸ですかと聞いておるのです。お答えください。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 先ほど来申し上げておりますように、その辺の数値については承知してございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、この全戸にブロードバンドサービスを提供できるということになりますと、それだけの容量を持った架線を架設していかなければならない。これがもし50%だったら、工事費が安くなるのではないか、そんなふうも考えられる余地は残されるのです。

いいですか、本当に全戸を加入ということで設計していったらよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 本案件につきましては、この地域情報通信基盤整備推進交付金事業ということでございまして、これらの承認を得るためには、まず、対象世帯、対象地区ですね、対象地区から各世帯にアンケートいただきまして、そのアンケートの結果が約70%いかないと、この事業が。

それで70%というのは、将来この光通信を利用したいという希望の数値が70%ほどいかないと、この事業の承認にならないということでございまして、アンケート結果につきましては、それらの数値をクリアしたものでございまして、それらを申請し、交付決定をいただき今回、本日の承認ということでお願いするところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） アンケート結果を求めているのではなくて、今現在、現実にADSLとかをどのくらいの程度を利用されているのですかという質問なのです。お答えください。

○議長（一場明夫君） 再三、把握していないという回答ですので、違う質問に変えてください。

○9番（大図広海君） ということで、余りにもアバウトな話なのです。では、伺います。同じこの企画提案書記載事項の中で回線速度が上り、下り100MBパーセコンドとあります。これだけのものが必要なのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 詳しいことはちょっと、わからないので申しわけないのですが、今現在、原町地区といえば、ここまで光が、多分ここまで来ていると思うのですが、そちらのスピードが100MBという話だと思います。それで、これが必要か必要ではないかということについては、ちょっとわかりませんが、現在、もう原町等のここら辺まで来ているスピードが上り、下り100MB、今度岩島・坂上地区につきましては、最高下りについて200MBまで利用できるというふうなことは聞いております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 困りましたね、施設整備の考え方というところにも、また同じように上り、下り利用者1人当たり最大100MBパーセコンドとあります。いいですか、ここに最小と書いていないのですよ。最小はどんなに低くてもよいのですよね。これは、要するに企画型ですから。そう解釈してよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それは、私よりか大図議員のほうがそういったことをよく知っ

ていると思いますので、その辺の解釈につきましては、何とも申し上げようがございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いいですか、契約書が提示されて設計図書がここに手にある、わからなければ、わかる人に聞く、そうすればこんな無駄をしなくてもよいのですよ。

きちっとした議案書が整っていない紙1枚で出てくるから、いろいろと聞かなくてはいけないのですよ。ぶつくさ言う前にやることはやる。契約の承認なのです。いいですか、この辛うじてネット公開されているこの企画提案型といいますかな、企画提案記載事項というものによればですよ最大100MB、最小が書いていないのですよ。

そうすると、どんなに通信速度が低いものであっても、これは企画の中に入るではないですか。それで許されるのですかと聞いているのです。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 許されるか、許されないか、ちょっとその辺についてはまことに不勉強で答えようもございませんけれども、ただ、今現在やられているのが100MBという形でやられていますので、常識の範囲でそれ以下ということはないかなというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） かつて、地域振興券のときも不道德者はいませんと言いました。まあそういうことなのですか。では、伺います。これで、いろいろとこう光ケーブルが架設されます。架設される光ケーブルはどんな光ケーブルが架設されるのですか。私、若干勉強しましたら、いろいろ種類が出ているようなのです。

伺います。設計図書が出ていないので伺います。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それにつきましても、昨日議員、調査いただいた中での議員ご理解いただいたと思っているのですけれども、今回入る分につきましては、全部で26芯ということですが、それが入ってその26芯がまた、1つが8芯に分かれるのですか、そういったものでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それは、種類じゃないですね、回線数ですね。光ファイバーはいろいろと規格がありましてそれによって、恐らく値段も違うでしょう。

では、伺います。どんな種類かはよいです。一番の問題点です。伝送損失率、減衰率とい

いますか、どのくらい見積もっていますか。一番重要なところです。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 距離の話でよろしいのでしょうか。距離だと、今回言われているのは、20キロというふう聞いております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 困りましたね。言葉の意味がわかっていないようです。伝送損失、多くの場合はこれはデシベルで表示されます。キロ当たりどのくらい劣化するかということです。この精度によっておいて値段に差があります。

当然に、いわゆるグレードの高いものは高くなる、それで、どの程度のものを採用するので3億8,000万円になるのでしょうか。ここを伺っているのです。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 数々のご質問をいただきましたが、専門的なことは十分答えられないということでございます。

しかしながら、現状の東、それから原町地区にある光ケーブルのものよりは、それ以上のものが、今回、岩島・坂上地区に関しては敷設されるというふうに伺っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） その検証を、今しているのです。いいですか、そうすると、それ以上ということは、かなりのものになるんだと思います。だから一番そのネックになるのはケーブルの性質、それから減失、ここが問題なのですよ。

ですから、伺います。どのグレードのケーブルで、そのケーブルは減損率がどのくらいあるのでしょうか。減損率とは言わないね、電送損失ということです。どのくらいのケーブルを使うのでしょうか。だから原町よりもよいものだということを書いてもらわないといけない。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） まことに申しわけありませんけれども、専門的なことでよく把握してございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だから、無知のままに物を発注するということでしょう。ここに危ないところがあるのです。

ではよいです。質問を変えます。それで今、先ほど町長の説明ですと3月に完成して4月

から供用開始というような言い方でした。そうすると、このケーブルの完成引き渡しというのは3月末日とっていてよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 契約書の、工期につきましては、平成22年4月2日から3月31日ということになっておりますので、そのように考えてございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、せんだっての当初予算のときに問題になりました360万円の架設料の話になります。当初から、そういったプロポーザルの話が水面下で進んでいました、そうではないと、4月2日の契約にならない。それで、その段階で年度末に引き渡しで4月1日が供用開始となる段階で、なぜ360万円の添架料ということで予算要求になったか、ここが非常に理解に苦しむところなのですが、いいですか、その契約書、要するに請負契約書にはそういった記載事項はあるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 特にございませぬ。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、いいですか。まだ引き渡しも受けていないそのものについて、なぜ添架料を支払わなければいけないのですか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 350万円につきましては、一応契約上ではこういうふうな形になってはいますが、ただ、あの時点では契約が、まだいつになるかわからないという状況でございましたので、まだ、完成がいつごろになるか、引き渡しはどのくらいになるかということがわからなかったものですから、最大分を見積もった中での予算要求でございませぬ。

ですので、この契約書どおりいけば、議員おっしゃるように添架料等については支払わなくても済むというようなこともあり得るというように考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ちょっと前後しますが、ケーブルの件に、またちょっと戻ります。かつて、電柱につるが巻いて鳥が巣を、そこに営巣をして、それで光ケーブルが食害に遭った。これ実例がありました。今回、要するにそのケーブルを防食タイプのものを採用しましたか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 先ほど、副町長申しましたように、その辺のことはやはり、よいものを使っているということでございますと思いますので、その辺のことは大丈夫だというように考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これ、そうすると、要するに学習機能が働いていないということになるのですね。あれは430万円でしたよ。予算要求がありました。いいですか、ああ、そう、ケーブルは鳥がついばむんだという話です。

ところで、よく調べると防食タイプというのが出ているんですね。当然に、屋内配線、今はみんなネズミがかじられない電線になっています。電線においても鳥がかじらない電線というのがあるらしいのです。

光ケーブルも、やはりそうなっています。いいですか、田舎に張る線ですから、また同じ事件があつては困る、トラブルに巻き込まれる、どうせ張るのであればこういうものにしましょうよということで、その措置はとられたかと聞いています。お答えください。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） あえて、その部分をとらえた契約はどうか、そういうものはございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 弱りましたね、学習機能が働かないのです。私たちは、1回火事を出すと本当に気をつけるのです、しばらくは。

それで、ちなみに伺っておきます。ここで、じゃ完成引き渡しということになりました。完成検査はだれが行うのですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 完成検査につきましては、企画課のほうで実施する予定でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 事業者がやるのかと思って、私冷や冷やしていたのですよ。そうすると、この一番重要な上り、下り最大100MBまで出る。これをどうやって検査するのですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 契約書上では、私どものほうで検査するというところでございますが、先ほど来申し上げていますように専門的なことはわかりません。それにつきましては、

こういうことを言うと、また議員におしかりを受けるかもしれませんが、施工業者NTT立ち会いのもと、そういう専門の検査をやっていただくと、一緒にやるという形だと思います。

それらを、実際私どもが、専門的なことでわかるかと、上り、下りで100MBで通っているか、通っていないかと、どこで見るんだと言われてもちょっとわからない部分がございますので、それにつきましては業者立ち会いのもとで、私ども立ち会いのもとで検査をやるということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、専門の検査業者に委託するということで考えていてよろしいのですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それにつきましては、特に考えておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、今言った業者というのは、請負業者ということになりますね。請け負った業者が完成検査をする、果たしてそれを信用してよろしいのでしょうか。今までも、役場はみんなそういうやり方をやっていたのでしょうか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 今回やる請負業者につきましては、NTTということでございます。これまでの実績とか、ここをやっている、今現在、実際、光通信をやっているというようなことでございます。

信頼関係のもとで、そういったものをしていただくというように考えております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号 工事請負契約の締結について（地域情報通信基盤整備推進交付金事業 岩島・坂上地区地域情報通信基盤整備工事）の議案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、数字、字句、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第3回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時22分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 日野 近 吉

署名議員 中井 一 寿

署名議員 橋爪 英 夫